

かたらんね 市長室 開催しています。

たくさんの皆さんと、様々な分野の話を、膝を交えて話し合い、直接市政へ提言いただくなど開かれた市政を目指すため「かたらんね市長室」を開催しています。受付は、随時行っていますので参加希望の方は、地域再生推進本部までお申込下さい。対馬への熱い想いを是非、市長に語って下さい。

平成20年度開催状況及び今後の日程

回数	日時	開催場所	備考
第1回	5月27日(火) 19時～21時	対馬市役所	4組参加(終了)
第2回	7月1日(火) 19時～21時	上対馬支所	4組参加(終了)
第3回	7月15日(火) 19時～21時	対馬市役所	4組参加(終了)
第4回	8月29日(金) 19時～21時	上県地域活性化センター	4組参加(終了)
第5回	9月26日(金) 19時～21時	対馬市役所	4組参加(終了)
第6回	10月24日(金) 19時～21時	峰地域活性化センター	2組参加(終了)
第7回	11月28日(金) 19時(予定)	対馬市役所	
第8回	12月24日(金)	豊玉地域活性化センター	
第9回	1月末(予定)	対馬市役所	
第10回	2月末(予定)	美津島地域活性化センター	
第11回	3月末(予定)	対馬市役所	

上記日程は、現時点での予定です。変更の可能性もございますので御了承下さい。

地域再生推進本部 協働のまちづくり推進グループ(一宮、西川)

0920 53 6111 FAX 0920 53 6122 E-Mail tiikisaisei@city-tsushima.jp

年金コーナー

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書について

平成20年中に納付していただいた国民年金保険料の納付額の証明のため、「11月上旬より国民年金保険料の控除証明書を送付します。」送付先は、被保険者ご本人あてです。

年末調整、確定申告の際に社会保険料控除の適用を受ける場合には、納付したことを証明する書類を申告書に添付する必要がありますので、この証明書をこ活用ください。

【注意】市役所では証明書の発行はできません。

(申告時まで大切に保管して下さい)

年金コンクール作品展の開催について

21世紀の高齢化社会を担い、将来の公的年金を支えることとなる中学生および高校生による、「年金」をテーマに作成したポスター・作文コンクールを実施しました。このたび、

入賞作品が決定しましたので、長崎県美術館にて作品展を開催します。より多くの方たちに作品を通して年金への関心と理解を深めていただきたいと思いますので、たくさんの方のご来場をお願いいたします。

場 所 長崎県美術館 県民ギャラリー

日 時 長崎市出島町2番1号
平成20年11月11日
平成20年11月16日

入場料 無料

展示作品 作文の部 入賞作品

(中学生の部、高校生の部) ポスターの部 募全作品

問い合わせ先

長崎社会保険事務局運営課
095 832 6254

社会保険事務局の出張相談のお知らせ

12月10日(水) 上対馬総合センター 午後1時から午後5時まで
12月11日(木) 上対馬総合センター 午前10時から午前12時まで

農地の無断転用を防ごう！

農地転用とは？

農地転用は、「農地を農地でなくすこと、すなわち農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工業用地、道路、山林などの用地に転換することをいいます。



一時的な農地転用は？

農地を一時的な資材置き場、作業員仮宿舍、砂利採取場などとして利用する場合も転用になり、許可が必要です。



農地転用の手続きは？

転用の手続きには、次の ・ の2つのケースがあります。

転用のケース	申請者	許可権者
1 農家が自分の所有する農地を転用する場合(農地法4条)	農地の所有者	4haまでは都道府県知事、4haを超える場合には農林水産大臣(地域整備法に基づく場合は知事) 注1、注2
2 事業者などが農地を買ったり借りたりして転用する場合(農地法5条)	売主と買主(農地所有者)(転用事業者)	農林水産大臣 都道府県知事

注1. 2ha超～4ha以下の農地転用は、知事が大臣と協議することとされています
地域整備法とは、農村地域工業等導入促進法、総合保養地域整備法などです
注2. 都道府県においては、農地転用許可事務等を市町村に委譲している場合があります

許可無く転用したら罰則が科せられます。



無断転用をした者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金となります。
又、県の原状回復命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金となります。

問い合わせ先 対馬市農業委員会
0920-84-2401

Q 被告人が起訴された事実をすべて認めていたら、裁判員は何をするのですか。

ありません。

長崎地方裁判所厳原支部
0920(52)0067

【お知らせ】裁判員制度に関する出前説明会を随時受け付けております。職場や学校、地域の集まりの場にも出向きますので、お気軽にお申し込みください。

Q 裁判員になつたらどのくらい資料を見なくてはならないのですか。
A 裁判実務の専門家でない国民の皆さんが刑事裁判に参加するので、争点の判断に必要な証拠を厳選して証拠調べを行い、できる限り、法廷での審理を見たり聞いたりするだけで事件の内容を理解できるように審理を行いたいと考えています。また、検察官や弁護士は、裁判員に分かりやすい立証や弁論をするよう務めなければなりません。とされています。したがって、裁判員が、多くの書類を一つ一つ読み込まなければならぬということはありません。

Q 裁判員になつたらどのくらい資料を見なくてはならないのですか。
A 刑事裁判では、たとえ被告人がすべての事実を認めても直ちに有罪になるわけではありません。事実を争っている事件と同じく、法廷で取り調べた証拠に基づいて事実があつたかどうかを判断しますが、取り調べた証拠の量は、争いがある事件よりは少なくてすむでしょう。被告人が有罪であるということになれば、どのような刑罰を被告人に科すかを決めることとなります。

裁判員制度 Q&A [10]

平成21年5月21日から
はじまる裁判員制度に
ついて解説します。
あなたも裁判員に選ばれるかも！

